

広島県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十八年三月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道宇津戸八幡線	世羅郡世羅町大字宇津戸字道長五九五番地先から 世羅郡世羅町大字宇津戸字道長六四二番二地先ま で	平成一八年二月一八日